

「特定秘密の保護に関する特約条項」の一部改正表

改正前	改正後
<p>第1条 [略] 第2条 [略] 2 [略] (1)～(9) [略] (10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国政府から受領したものをいう。第21条第3項第10号において同じ。） 瑞国政府</p>	<p>第1条 [略] 第2条 [略] 2 [略] (1)～(9) [略] (10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国国防装備庁から受領したものをいう。第21条第3項第10号において同じ。） 瑞国政府 (11) サウジ秘密情報（防衛協力及び交流の過程で取得される情報の保護に関する日本国防衛省とサウジアラビア王国国防省との間の取決め第1項aに規定する秘密情報であって、サウジアラビア王国国防省から受領したものをいう。第21条第3項第11号において同じ。） サウジ政府 (12) UAE秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第五条に従って作成される防衛装備品及び技術に係る情報の保護に関する日本国防衛省とアラブ首長国連邦国防省との間の取決め第1項3に規定する秘密情報（「محظور」に秘密指定されたものを除く。）であって、アラブ首長国連邦国防省から受領したものをいう。第21条第3項第12</p>

<p>第3条～第20条 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>第22条～第37条 [略]</p>	<p>号において同じ。) U A E 政府</p> <p>(13) 宇国秘密情報 (情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したものをいう。第21条第3項第13号において同じ。) 宇国政府</p> <p>第3条～第20条 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) サウジ秘密情報 サウジ政府</p> <p>(12) U A E 秘密情報 U A E 政府</p> <p>(13) 宇国秘密情報 宇国政府</p> <p>第22条～第37条 [略]</p>
---	--